

非常変災時における児童の登下校にかかる非常措置について

1 「特別警報」および「暴風警報」が発令されたら…

① 臨時休業

午前7時において滋賀県全域または彦根市に「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休校とします。

② 終業時刻の繰上げ

児童の登校後、滋賀県全域または彦根市に「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発令された場合には、下校の措置をとります。その際は、通学路の状況等を勘案して下校時刻を調整するなど安全な対応をします。
(Tetoruにてお知らせします。)

2 「特別警報」および「暴風警報」が発令される前でも…

① 午前7時以前の段階であっても、滋賀県全域または彦根市に午前7時における「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」の発令が必至と判断される場合には、臨時休業の措置をとることがあります。

② 児童の登校後、滋賀県全域または彦根市に「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」の発令が必至と判断される場合にも、上記1の②の終業時刻の繰り上げ等の措置をとることがあります。

3 「記録的短時間大雨情報」が発令されている時…

① 児童の登校前に「記録的短時間大雨情報」が発令された場合には、**自宅待機**とし、解除された時点で登校します。(通学路の状況等を勘案して、登校時刻を調整することがあります。)

② 児童の下校前に「記録的短時間大雨情報」が発令された場合には、**学校待機**とし、解除された時点で下校します。(通学路の状況等を勘案して、下校時刻を調整するなど安全な対応をします。)

※河瀬学区は土砂災害警戒区域に指定されていないので、「土砂災害警戒情報」は措置の対象から外しています。

4 その他の警報発令の時…

① 大雨、洪水、大雪等の警報等の発令時であっても、特別な指示のない場合は登校します。

② 大雨、洪水、大雪等の警報の発令に伴い、登下校にかかる措置をとることもあります。その場合は、Tetoruにてお知らせします。

○午前7時現在、滋賀県全域または彦根市に「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休業となります。この場合は、学校から連絡は行いません。

○滋賀県全域または彦根市に「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」以外の場合で「臨時休業」、「始業時刻の繰下げ」、「自宅待機」等の措置をとる場合は、学校よりTetoruを使って配信を行います。

※非常変災時および不審者出現時等の緊急連絡もTetoruにより行います。事情により登録されない方は、登録されている方より連絡を受けられるようにしてください。

各ご家庭でよく見えるところに掲示ください